

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻70号 94/3・4 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年5月12日(木)PM10~12 申立人(鈴木)証言 芦屋市役所東分庁舎2F

停職処分のデッチ上げを証言 滝山・森村両先生の再配転を許すな

市芦救援会事務局

去る一月二八日、停職処分についての深沢先生の主尋問に対する反対尋問が行なわれました。詳細な事実により処分根拠を崩してきた主尋問を何一つくつがえせないばかりか、逆に主尋問の補強をしようという有様でした。最後には、学校での不在確認の不可能なことや出張に対する事実誤認を認めざるを得ず、申立人も認めている五回分についてのみ確認をとるといふことしか出来ませんでした。停職一ヶ月処分の根拠を維持できなくなりました。

同じく停職一ヶ月処分を受けた河村申立人主尋問が二月二八日に行なわれました。企業訪問出張で不在であったのを支部参加としてデッチ上げしている事実が証言されました。支部参加の処分を前年度分にさかのぼって行なうために、火曜日午後について学校日誌を後日になって改ざんしたための事実誤認であり、処分者側の露骨な証拠ねつ造の実態が暴露されました。

去る三月二九日、滝山先生が文化財係から図書館へ、森村先生が図書館から文化財係へ再配転される内示が行なわれました。八六年の鈴木先生をはじめ、八七年の六名はすべて再配転されたこととなります。あくまで行政職一般の異動として対処しようとする当局の露骨な差別人事といえます。五月から強配の申立人証言に入りますが、引き続き支援の方々の傍聴参加を要請いたします。

も／く／じ

第56回公開口頭審理報告	
処分者側反対尋問で申立人証言を補強 停職一ヶ月処分の維持をあきらめる・救援会事務局	2
第57回公開口頭審理報告	
1年前にさかのぼり処分をデッチ上げ	申立人 河村 央也 7
「日の丸・君が代」、生徒切り捨てを許すな	
卒業式を終えて	市芦分会 13
閉ざされた15の春/市芦分会申入書	兵教組芦屋支部・市芦分会 15
定員内不合格者を出さず、ゆきとどいた教育を求める要請書	芦屋地労協 16
市立芦屋高等学校入学者定員内切り捨て処分に対する抗議申し入れ書	市芦分会・市教組 16
滝山・森村両先生の再配転を許すな	
仮宿	滝山 昌彦 18
時を超えて熱い絆を	森村 啓一 19
抗議文	市芦分会 20
活動日誌	17

第五六回公開口頭審理報告

処分者側反対尋問で申立人証言を補強 停職一ヶ月処分の維持をあきらめる

市芦救援会事務局

手持ちの資料は何もないまま、市芦への採用の経過、組合役員の実績、支部参加の慣行、支部への代理出席、出張の形態、事実誤認の責任、交渉経過、学校日誌、処分基準、処分資料としての前田校長報告等についての、寺内弁護士との反対尋問が行われた。しかし、大半が主尋問の念押しにしかならないような尋問を繰り返して、結審までの時間引き延ばしとの印象を強く与えた。処分者にとって不利に展開する審理の結論をできるだけ先送りし、少しでも処分の実効期間を長く確保しようとする姿勢があらわであった。「ひよっとすると、弁護士が時間給になったのかな？」と冗談がでるほど、「冗長な時間稼ぎのためだけの反対尋問だった。」

二時間におよぶ反対尋問に対する証言は、大半が主尋問での証言の繰り返し、念押しであったためその多くを省略して報告します。

処分事実の誤認は組合に責任？

ども、校務分掌上はですね、毎週火曜日、いわゆる時間割り表を見れば、あなたの担当の時間がないと、これはおっしゃるようになりますね。受け持ち時間がないというのとはわかると思うんですけど、他の先生も受け持ち時間のない先生も居られるわけですよ。そうすると、西阪神支部に執行委員として行かれてるかどうかということについては、その時間割り表だけ見ただけでは校長先生はわからないわけでしょう。

深沢 いえ、校長先生自身もね、組合の執行委員までされてきた方ですしね、どういう形でやられてるかというの、よくご存じです。ですから、ずっと何年間にもわたって、特にそういうことを言う必要性というのは、ずっと例年感じずに来たと思うんです。何か特別なことが、その年に何かあったというわけではありません。

寺内 要するに、言っていないけれども知っていたらどうと、こういうことですか。

深沢 ご存じだったんですね、実際に。寺内 そうすると、先ほどの話ですと、ほかの先生が代理というか、あなたの代わりに行ってた、その先生については、当然、学校の方にはご連絡をされておられないわけですね。

深沢 それは、してないと思います。寺内 そうすると、今のあなたのお話を前提

校長が、申立人が学校で仕事をしていたのを組合活動と間違ったのは、「いま私はAV教室にいます。次は理科室へ移ります。今度は職員室へ行きます」などと、校内を移動するときその都度校長に言わなかったから、また校長が、申立人の出張を組合活動と間違ったのは、「注意文書がでたので代わりに人が組合支部に行っています」と言わなかった組合の責任？

処分者は、事実誤認の責任は被処分者にあると言わなければならない。校長が事実誤認したのは仕方がない、組合や本人にも責任があると言いたいのだろうか。

しかし、そりゃおかしい。処分権は、処分者にしか与えられていない。従って、その行使にあたっては、慎重と正確を期するのは処分者の責任である。さらに言うなら、処分者は事実誤認により過ちを犯したという単純な話ではない。何がなんでも処分を実行するために、本人からの事情聴取を一切省略したばかりか、事前の事実誤認に対する抗議も無視

にする、校長先生は、あくまでもあなた自身が西阪神支部に行ってるだろうと、こういうふうな思われていただろうということは考えられるわけですね。

深沢 校長先生は、私がただ出張に行っていたんだという説明に行っても、私が行っていたというふうな思われていたようですからね、多分そのときも思われていたんだろうと思うんですけどね。

寺内 なるほど。今までの話をお聞きするとですね、あなたの方で注意文書が来た、それで行くのを控えようと、どなたがお決めになったかわからないですけども、代わりに方が行かれたんですね。そういう西阪神支部に誰が行くかということについて、学校当局者には、具体的に名前がわからないということをお考えますとね、誤解を受けるのではないかと、あなたがいない場合にですね、誤解を受けるから、注意文書が来たので代わりに先生が行きますとか、そういうようなことをあなた自身が通告というか、連絡しておいた方がいいとは思いませんか、どうでしたか。

深沢 一番最初に注意文書が出たときの話もしましたけどもね、教育委員会と前にそういう話になってるから出さないでほしいというふうなことをお願いしてるわけですね。これは、組合と教育委員会と話をして解決する問題だから、それもなしに止めてほしいとい

し、出張届けを一ヶ月以上保留したまま校長・市教委間で十分検討をした上で処分理由に利用していることが、証拠から明らかなのだ。そのことに気づかないまま処分者側代理人は、必死で責任転嫁をはかろうとして反対尋問をしていた。

寺内代理人(以下、寺内と略) 西阪神支部に行くについて、あなたのお話では慣行的に行われてた、こういうことなんです。実際にはですね、どなたが行くかということについては、学校長なり、教頭なり、そういう方に通知なり、連絡はされたんですか、されてないんですか。

申立人深沢(以下、深沢と略) 例年そんなんですけども、特に連絡するということは必ずしもないんですよ。する場合もあるんですけども、そうしなくても、ほとんどご存じなケースが多いのですから、必ずしも、特に誰々が支部執行委員だとは言ってなかったかと思えますけれども。組合ニュース等には誰がとか、載ってましたから、間接的にそういうことでもご存じだったかもしれないし、教務の方には連絡してましたからね、教務の方からその校務分掌を通して校長に伝わってたかと思えます。言った場合もあると思いますけども、言わない場合もありました。ただ、校長先生の方はずっとご存じでした。

寺内 校務分掌を通じてとおっしゃるんですけども、趣旨のことを言ってるんですよ。にもかかわらず出し続けられるものでね。それは緊急避難的に対処したわけで、その後すぐ六月九日でしたか、教育委員会に交渉を申し入れてやりますから、それはあくまで緊急避難、連絡がとれなかったら困りますので、組合としては、ですから、あくまで緊急避難的にそれはやったということですが。

寺内 よろしいですか。緊急避難的にやられるのは、それは、それでいいかもしれないんですけども。要するに人違いされる恐れがあるということ、誤解を受けちゃいけないということ、当局の方に言っとく方がいいんじゃないかというふうな、あなた自身が思いませんでしたかという質問なんです。

深沢 ですからね、その辺はきちんと交渉を経過してね、手続踏んで、当局の方がやられたらいいわけだね、そういう手続を当局の方が踏まれないから緊急避難的にやっただけで、あくまで私どもの方は、注意文書に対しては私は個人的にね、対応していかないと。あとは、組合の方で解決を求めるといっていいことですか。

(中略)

寺内 それからですね、これも細かいことなんですけれども、いわゆる七月一日の件ですが、ビデオの編集をずっとやっておられたということなんですけれども、これは鈴木先生にお

伝えをしておったということなんですかね。
 深沢 伝えてたというか、学校の中に居りま
 すからね。特に何処どこに居るとかいうふう
 な形ではね。普通、学校の中では移動しませ
 んけどもね。ただ、鈴木先生からここで扱っ
 てやってくるからということ、鈴木先生も知
 ってたということですけどもね。
 寺内 鈴木先生は知っておただろうと、こ
 ういうことですか。

深沢 視聴覚室に行くとか、何とかいうこと
 でもね、こんなことは特に誰かに言ってい
 うような、学校の中の移動については、余り
 そういうことは。何か電話がかかってくる予
 定があるとかいうような場合には、ここに
 りたいという場合、そういうふうにするわけ
 ですか。

深沢 そうですね。授業中でなければね、放
 送があったりしますが、それでも手が離せ
 ない場合は、行かない場合とか、来られない
 場合とか、ありますけどもね。
 寺内 ですから授業中は、そうすると。ちょ
 っと探したけど見当たらないということ
 があり得るということなんですか。授業中に、
 あなたが今暇というか、その時間手持ちのね、

寺内 しかし、四月一日からこうこうとい
 う時間でやるんだということは、そんなに時
 間にかかるもんでもないんじゃないですか。
 深沢 いや、どういふふうにやあって、どんな
 形で決められるんかいということ、私どもよくわ
 かりませんが、そちらの任命権者の方
 でおっしゃっておられるのは、何か決められ
 るというふうなこと、確かおっしゃっておら
 れましたよね。土曜日が三時間になるとかね
 というようなときには、初めて四月一日の日に
 決まったわけですからね、そういうことを例
 えば校長が教育委員会に報告して、教育委員
 会の方からそういう勤務時間を割り振られて
 ね、例えばするとしたらね、物理的にもそん
 な不可能なんじゃないですかということなん
 ですか。実際になかったですよ。

寺内 あなたもご存じのように、前田校長は
 ね、言ったというように言ってますでしょう。
 そうすると。
 深沢 そう言わざるを得ないんちがいますか。
 寺内 いや、嘘を言っていると、こういうこと
 ですか。
 深沢 ええ、そうです。はっきり申し上げま
 して。

寺内 ああ、そうですか。ところが、教育委
 員会と言いますか、校長の方から四月一日
 には言われてないということだけでも、あな
 たの話によりますと、注意文書があつてから

授業を持ってなくて、あなたの本来、理科
 の教室に居るのをですね、別の所でいろいろ
 仕事されてたときに、探すということになつ
 た場合に、放送はできない。それで、あなた
 の話だと、一々行って行かないから見つから
 ない場合があると、こういうことですか。(校
 長はすべての部屋を見まわっていたのではな
 いのか。)
 深沢 それは、他の先生でも授業中に、電話
 がかかってきてですね。
 寺内 いや、あるかどうかだけ聞いてんです。
 深沢 ちょっと見当たらないということ、は
 よくあることですか。

中立人証言を補強しただけの反対尋問

「四月一日、校長が勤務時間について職員に
 周知させたというのは虚偽であり、校長にそ
 んなことはできない」と、主尋問で証言した。
 処分者代理人寺内弁護士は、反対尋問で、「校
 長の方が、私たちにそんなことを言うことは
 できない」とはどいつのことかと迫ってきた。
 主尋問でのこの証言は、校長権限を否定した
 もので、恰好の攻め口に見えたのだろう。と
 ころが、反対尋問に対する証言で、「時間的に
 いても、不可能であり、あり得ないことと
 あり、校長証言は虚偽である」ことをいっそ
 う明らかにするものとなった。

交渉がされたら、こういう話の中で、前回の
 証言によりますとですね、「教育委員会から組
 合活動の制限問題ということ、年休を出し
 て行ってほしいということがあつたけれども、
 組合の反論にちゃんと答えられなくて、当
 面は今までどおりいくという形でその交渉は
 終わったというふうに書かれています」とい
 うことですね、これは、いわゆる甲九〇号証の
 闘争速報を引用されてお答えいただいているん
 だけども、当面は今まで通りいくという形で
 交渉が終わったというのは、妥結点が見出せ
 なくて、今後も今までどおりいくというふう
 うに組合が言われて終わったということなん
 ですか。

深沢 いや、それがそのときの置き方という
 か、継続交渉の形にはなってると思うんです
 けども、そのときはそういうこととお互いが
 納得してたというふうな受けとめてますけど
 も。
 寺内 だから、その点だけどもね、お互いに
 そういうことで、それじゃ妥結するまでは前
 のとおりでいこうというふうな形で、明確に
 教育委員会がそういうふうな言われたんです
 か。

深沢 私は、その席にいませんから。
 寺内 わからない。
 深沢 教育委員会が実際に言われたかどうか
 についてね、直接聞いたわけではないですけ

また一九八五年五月八日の市教委交渉での
 「当面現行通り支部参加をする」との確認につ
 いて、それが重要なポイントとなることを認
 識した処分者は、その確認が事実で反すること
 を印象づけようと必死の反対尋問を試みた
 が、それもほとんど中立人の主尋問での証言
 の補充尋問の役目しか果たさなかった。
 寺内 勤務時間のことですね、あなたの前回の
 証言でちょっと気になるのでお聞きするん
 ですけどね。勤務時間については、校長の方が
 私たちにですね、言うことはできませんし、実
 際そういうことはありませんでしたというの
 は、どういう趣旨ですか。

深沢 四月一日の日にね、例えば土曜日が三
 時間目というのが決まりましたしね、社会科
 と理科の過当たりの単位数がね、減ったとか
 いうのが決まりましたのですね。ですから、
 それに合わせた勤務時間をね、そのときに発
 表するというのは時間的に、教育委員会の方
 で割り振られるわけでしょう、基本的には。
 ですから、そんなそのときに言えるはずもな
 いし、実際になかったですね。
 寺内 言うことはできませんしという言葉は、
 はずがない。
 深沢 時間的に。

寺内 時間的にはそういう余裕がなかったと
 いう意味。
 深沢 そうです。そういう意味です。

ども、その当時の組合の執行委員の先生から
 そういふふうな説明を受けてましたし、その
 後もそういうふうなことでだめだったり、注
 意文書が出たことなども全然ありませんで
 からね、私は、それがまあ事実だというふう
 な、そういう認識できる客観的な情勢だ
 と思ってますけども。
 寺内 ですから、あなたの方は直接にその交
 渉の中に立ち会ったわけじゃなくて、そうい
 うふうな人から聞いてると、こういうこと
 なるんですね。

深沢 人からでなしに、執行委員の。
 寺内 だから、実際に交渉に当たった人から。
 深沢 交渉の責任ある報告としてね、聞いて
 ると。
 寺内 だから、今まで通りいくというふうな
 形で終わったよというふうな聞いてるとい
 うことでしょうか、あなたが。
 深沢 そういふふうな報告、交渉の報告とし
 てきちんと受けていたし、実際にそれを信じ
 るに足りるような客観的な情勢があつたとい
 うことを申し上げてるわけですね。

寺内 それから、五月の件ですけれどもね、こ
 のときでも今後も無届けで支部執行委員会に
 参加するようであれば、厳正な措置をする
 というようなことを通告しておるようなんだ
 けども、それも聞いておりませんか。
 深沢 こちらの場であればね、例えば闘争

速報というような形で公にされてるんですよ。二、三年前か、四、五年前にあったんですけども、賃金交渉の関係でね、ちょっと待ってください、説明します。

寺内 だからね、私の聞いているのはね、そういうことを河村委員長の方から。

深沢 記載内容に間違いがあれば。

寺内 ちょっと待ってくださいよ、それは補充でやってもらったらいいじゃないですか。

分銅弁護士(以下、分銅と略) 答えだけ期待するのはおかしいでしょう。

寺内 いや、違いますやん。答えだけ期待しとん違いますのや。

深沢 当然だからね、公にしてるから、内容に間違いがあればね、教育委員会からの方も連絡があつて、それに対してはきちんとして答えたりしてんですよ。それについて教育委員会から訂正の申し入れがあつたと、その速報なんかですよ、内容が違うと、いうふうなことを聞いたことはありませんというのを申し上げたかっただけです。教育委員会の方がどういうふうな報告されてるかわいひは、私も一度も聞いたことありませんね。

寺内 いや、教育委員会内部のそういう、いわゆる資料ですよ。組合との間でね、話をし、それで通告をしてると、そういうふうなね、いうてる資料があるわけですよ。分銅 異議があります。もしそういうのがあ

るんであれば、実際に出した上で尋問されるんだっただけですが。

寺内 資料というのは。

分銅 あるかどうかははっきりしない資料を基にしてですね、いかにもあるということをお前提とした尋問をされることについては、異議がありますので。

寺内 いや、取り消します、今の資料であるというの。

事実誤認を全面的に認め、処分主張変更

「処分理由書にあげられている処分対象十一回のうち、学校にいたり、出張したりしたものの(六回)以外の、交渉再開前の五回について、その時間帯は除いて、支部に参加したの認められますか、事実関係について争いのあった部分では全面降伏して、軽い処分であっても、何とか処分の形式だけは維持しようというものに、処分者の主張は変更された。あつても、決して重くはない」と自信たっぷりに主張していた処分者の答弁書の勢いは見る影もなく後退した。学校日誌の証拠能力は失われており、交渉再開前の六回については、交渉経過からいってもとうとう処分対象にはなり得ないものである。深沢証言に続き、河村証言が残されているが、停職処分について

は、この審理廷でほぼ先が見えてきたと言える。

寺内 乙五号証を示します。これ、前田さんの教育委員会あての報告書なんですけどね、あなたの、深沢先生の状況と。この無断職場離脱時間、いろいろ書いてられますけども、前回いろいろ聞かれてるわけけども、正確にこの時間ですね、これが覚えてられないにしてもですね、代わりに行ってもらった時間とか、あなたが王子動物園の方に行ったとか、そういうところの点を除いて。

深沢 出張以外ということですか。

寺内 出張以外でこの日に居なかったというのではありません、この時間帯。正確な時間帯は別にして。

深沢 どれですか。

寺内 一四時からね、一六時五十分というのがありますでしょう、四月二日に。だからこの点はね、時間は別にしてですよ、このときに出張じゃなくなって、居なかったということはお認めになりますかという。

深沢 この時間帯に。

寺内 は別にして。時間帯言われると、また一分、二分の問題が出るから、この時間とはもかくとして、午後と言っているのかしれないけれども、出張以外の件で、もっと端的に言えば、西阪神支部に行っていたということ

は、まずお認めになりますか、なりませんかということですよ。

深沢 ですから、六月三日までですかね、これは、証言してまますように。

寺内 これは明らかにやってるから、居なかったことは認める、時間帯はともかくとしてね。

深沢 多分行つてると思いますが。

寺内 なるほど、あなたがおっしゃってる六月の一〇日以降は。

深沢 ただ、私の行つてる分については、行つてるとか、行つてないとか記録してませんから、行つてたというふうには言いたくないですけれどね。

寺内 行つてたというのは、どこまで。六月三日まで。

深沢 私の意識してるのは、六月三日ですよ。ね。

寺内 三日まではいいの。

深沢 三日は行きましたよ。交渉があつた後で行つてから、それは意識してるんですよ。で、二七日は校長に質問した後ですから、その確か次だと思えますから、これも行つてるといふ記憶があります。

寺内 それから。

深沢 それから、一三日はこれ注意文書の対象になった最初のやつですね。これについては行つてないという意識はないですから、多

分このときは行つてると思いますが。他にについては、ほんまにメモも何もしてませんから、慣行どおり行つただけですから、多分行つてたかどうかは、行つてたというふうにも言えないという、そんな認識です。審査長 ああ、そうですね。じゃ、逆に言う、特にこの日はもう絶対に居たはずだと、学

第五七回公開口頭審理報告

一年前にさかのぼり処分をデッチ上げ

申立人 河村 央 也

組合支部参加を「無断職場離脱」として処分するために、数々のデッチ上げが行われてきたことは深沢申立人主尋問で明らかにされています。同じく停職処分を受けた河村先生については前年度の支部参加をさかのぼって処分したものであり、深沢処分と合わせるために同じく多くのデッチ上げが行われていた事実が証言されました。

当時三学年担当であった河村先生は、求人票要請の企業訪問に二度にわたって出張しており、それが「学校不在」の処分事実としてデッチ上げられている事が証言されました。

また、市教委との支部参加をめぐる交渉も当局主張と異なり、交渉継続、慣行継続とし

て市教委も承知していた事も証言されました。組合つぶしの処分を強行するために、後日に学校日誌が改ざんされた事実は明白です。

組合支部会議への参加

分銅弁護士(以下、分銅と略) 河村さんが市立芦屋高校に採用されたのは、いつのことですか。

河村 一九七三年一〇月です。

分銅 担当教科は。

河村 数学です。

分銅 市立芦屋高校に採用されるようになったのは、どういう経過からだったんですか。

河村 市立芦屋高校の方で教員を捜しているという話を聞きました。そこでやっている高校教育の内容に私自身共感するところがありましたので、希望して働かせてもらおうというふうになりました。

当時、その高校全入という運動がありまして、すべての一五歳から一八歳の子どもにですね、後期中等教育を保障しようということをやっておられました。特に、具体的にはいろんな形で被差別で教育を受けられなかった子供の教育の保障をしよう、それを高等学校で取り組もうということに対して共鳴したということですね。

分銅 市立芦屋高校を退職されたのは、いつのことですか。

河村 一九八七年三月末日です。

分銅 組合役員歴のうちですね、西阪神支部の執行委員会に出席しておられたのは、どの時期ということになりますか。

河村 一九七七、七八、八五年、それから八〇年が支部長ですからこれもそうです。一九七七、七八、八〇、八五と、この四年間だと思います。

(時間割編成、手続き、校長・市教委認知等については、申立人深沢主尋問と同様のため省略)

分銅 河村さんが西阪神支部の執行委員会に出席しておられた間ですね、このような時間

記載がありますね。これで各曜日にそれぞれの三学年の人たちを割り振ったんですね。

河村 そうですね。これは、企業訪問すると会社訪問をしていくというために、誰はいつ行くかと、この曜日で回ろうではないかということを決めたんだと思います。

分銅 火曜日に河村さんが当番に当たったのは、どういう点からですか。

河村 八五年、支部の執行委員してましたから、一応、組合のその会議に出るためにというところで、火曜日の午後空けておりました。

この企業訪問というのは三年生で非常に重要ですから、この企業訪問の期間は、組合の会議をちょっと、向こうにも理由を説明して欠席をして、企業訪問を優先するという考えで、火曜日の午後、僕があちこち回るように割り振ったと思います。

分銅 あなたは、その際に一人ではなくって、岩村さんと言われる方とペアを組むようになっておられるんですね。この岩村さんと言われる方は、どのような方ですか。

河村 当時、受け持ちはたしか書道です。当時、市芦高へ来られて二年目か三年目で、こういう就職、進路指導の仕事そのものは初めてであったと思います。だから、これからこういう進路指導に取り組んでいく最初の年に当たった方です。

分銅 そうすると、そういう意味じゃ、河村

割りを組んでいること自体に対して、何らかの注意をされるのかということがありましたか。

河村 私自信に対する注意も、もちろんありませんでした。

分銅 支部執行委員会に出ることについてね、一九八五年以前については、学校や教育委員会から注意をされることがありましたか。

河村 注意とか、そういうことは一切ありませんでした。

分銅 それから、この火曜日は、河村さんは先ほど支部執行委員会に出た後は、必ず戻っておられたとおっしゃいましたね。

河村 例えば八五年ですと、私は三年生の担任もしてましたから、生徒指導上の問題で、一応午後空けてますから、その日の午後何もなかったかどうかということも他の学年の同僚教師に確認するという必要もなかったし、それから、火曜日はたしか職員会議とか、学年会議が、要するに会議日になっていたというふうに思います。それで、そういう会議が大体夕方ありますので、早々に戻っていたというふうに思います。

企業訪問の出張も支部参加と処分

分銅 それじゃ、今のようなことを前提として、河村さんが処分対象とされている、無断欠勤だと主張されている日のことについて

さんが岩村さんを指導するというか、そういう立場でペアを組まれたことになるんですか。

河村 と思いますね。僕も市芦高へ来た頃は、それまでやってた先生に連れられて企業訪問とか行って、こういうことかというふうに覚えましたが、このときは逆に僕は岩村さんと一緒に行って、そういうことを学んでもらうということになってたと思います。

分銅 そもそも企業訪問というのは、どういうことをされるんですか。

河村 結局、就職いうても高校生の場合ですね、求人票というものが会社から来て、初めて就職試験を受けることができるわけで、職安へ行って一般的に探すわけではありません。したがって、これまで市芦の生徒を採って、選んでいる会社とか、そういったところ、あるいは歴史的につながりのある会社に行つて、五月のうちに回って、今年もどうかうちの生徒に求人を見せてくださいということをお願いに行く、要請に行くということですね。

分銅 そのうち河村さんが企業訪問に行かれた日というのは、先ほど言われた五月一四日、河村と二一日。

分銅 この二日間は間違いなく企業訪問の方に行かれて、西阪神支部の支部執行委員会には出席していないんですね。

河村 あの、いろんな資料とか当時のことを

て、これからお聞きしたいと思います。

乙第五号証の別表1-1(1)を示します。

河村さんが支部執行委員会に出席したために無断で離脱した日だというふうにおっしゃっておられる日なんです、この日は、実際に西阪神支部の執行委員会に出席をしておられますか。

河村 五月一四日、それから五月二一日は支部に行っていない。それから昭和六一年七月八日、それから九月二日は立ち寄りはしましたが、支部執行委員会に出席はしていません。それ以外については、もう要するに行つたか行っていないか、記憶を呼び覚ますところまではいきませんでした。不明です。

分銅 だけど、少なくとも今言われた一〇回のうち四回については、支部の執行委員会に出席はしたものでない、ということなんですね。

河村 そうです。

分銅 最初に言われた昭和六〇年五月一四日ですね。この日は、支部執行委員会には出席されなかったということですが、学校から午後、出られたことはありますか。

河村 学校から出たというか、要するに午後、企業訪問ということで仕事をしていたということですね。

分銅 次に甲第二四五号証の2を示します。まず左側の方にね、企業訪問当番表という

思い出しまして、たしか岩村さんと行きました。

五月一四日は、深江のシンエーフーズとエムシーシーに行ってます。

分銅 もう一度、乙五号証添付の学校日誌の4を示しますが、この五月一四日の欄には、河村さんが午後、支部委へ無届け、一二時半から午後四時までと、こうなっていますね。

河村 はい。

分銅 これは、そうすると、完全な誤りですか。

河村 これは全く誤りですね。一二時半となっているのは、要するに半休出たから、半休は一二時半までですから、午後、要するに無断でというふう機械的に書かれているのであって、何か確認してやったとか、そういうことは一切ないです。

この時点ではたしかに僕は出張届けは事後で書いてますけれども、支部へ行ったことを何ら確認をして書いたものではなくて、要するに事実を確認しないで事実を反すること記載したということですね。

それは勘ぐればですね、要するにこれは後から書いたんではないかと。しかも、僕の年休届けからですね、逆算した時間で書いたんではないかと思わせるを得ません。

分銅 次に五月二一日のことについてお聞きしますが、この点についても、先ほど示しま

した乙五号証添付の学校日誌の五を示します。この日には、やはり出張者の欄に岩村さんが一三時から一七時まで、灘、進指、進路指導のね、進指というふうに記載がありますね。この日も河村さんは、岩村さんと一緒に企業訪問に出ておられるんですか。

河村 ここにありますように明るく二二日から中間試験ですので、二二日は、生徒は午前中授業で帰っております。だから、もう帰る時点で机もちゃんと並べかえて、中間試験ができるようにして帰らせてます。一時三〇分のショートホームルームはありません。ですから二時四〇分の後、ちょっと机を並べて帰らせたら、もうそれで終わってます。分銅 どこへ行かれたのか、現在、記憶がありますか。

河村 これはたしか神戸製鋼ともう一つ川崎製鉄、ここへ行ってますわ。

要するに川崎製鉄は、二三回生ですから、これから九年ぐらい前ですけれども、卒業生を就職させていますので、川鉄もよく知ってるし神戸製鋼の方もそれ以前から何回かそういう企業訪問してまして、勝手がわかっていましたので、一応この日はここへ行こうということでも岩村さんで行ったと思います。

分銅 当然、そういう企業訪問されたことについての報告も学校にはされておるんですね。河村 あの、練習というか、そういうことも

含めて岩村さんの方に、行ったらとにかく報告書を書くんですけども、岩村さんに書いてもらっていたと思います。

特定組合員のみ監視、賃金カット

分銅 それじゃ次にね、昭和六一年七月八日についても、これは支部の執行委員会に出席したのではないとおっしゃいましたね。

河村 この年は、分会長はしていましたが、支部の執行委員ではありません。支部の執行委員というのは、年度当初に支部全体の信任投票を受けて執行委員になりますので、執行委員じゃない私が支部の執行委員会に参加するということはあり得ないです。

分銅 この日は、どういう理由で西阪神支部へ寄られたんですか。

河村 前に、ここで深沢先生が言われたと思いますが、いろんな注意文書とか出ていたけど、深沢先生自身が支部の執行委員でしたけど、支部へは行かれませんでした。したがって、だれか組合の役員なりが行かないとはいえ、いろいろ連絡の書類とかありますので、要するに連絡書類を受け取りに立ち寄ったということですよ。

分銅 この日は、河村さん自身の授業はあったんですか。

河村 時間割り上はですね、たしか障害生の

ねしますが、この日も支部執行委員会の会議には出席しておられないんですね。

河村 それは先ほどと一緒に、書類等の受け取りと連絡のために寄りました。

分銅 河村さんの場合、この日の午後の授業ですね、これはどうなっていたんですか。

河村 この日はですね、九月二日は、学校が始まって二日目、夏休みのいろんな宿題を出しましたので、それに対する課題テストというやつで、午前中で試験、授業が終わってました。だから、午後は授業がなかったです。分銅 当日、課題テストが終わった場合には、先生方はどうされるんですか。

河村 あの、自宅で採点される方、学校で採点される方、いろいろありますが、このときはほとんどの教員が自宅で採点をするということ、一定の時間にもう学校を離れたと思います。これは六一年ですから、私も一年です。これは六一年の教師は、午後授業なく、学校を離れていたと思います。

分銅 当日、学校からテストの添削と言いますか、採点をするということ帰られた方ですね、こういう方で注意を受けたりされた方はおられるんですか。

河村 いや、そんな全然ありません。分銅 乙五号証添付の学校日誌の一二を示します。ここには深沢、鈴木、河村、三名の名前だけが載せられてるんですね。

取り出し授業が四時間目、五時間目とありました。が、五時間目はですね、前、ここで深沢先生がしゃべられたと思いますけれども、取り出し授業の社会科に時間割り変更になっていたもので、一時四〇分で僕は終わりで、五時間目は空いていたと思います。

分銅 そうすると、これは時間割りの変更の手続は踏まれてるんですか。

河村 そういうことは全部学年の教務の先生が時間割りの調整とか、各教科からこうしたいとかを調整されて、確定して教頭に伝えて、学年の黒板内にちゃんと明記するということをやっていたと思います。

分銅 そうすると、あなたについては、出た時間帯については授業はないはずですね。

河村 はい。

分銅 処分説明書にはこの点どうなっています。

河村 あの、括弧して授業ありと書いてました。

分銅 そうするとそれはもう全く誤りですね。河村 誤りです。これは本当に誤りです。

分銅 そういう勤務の変更等があったことを把握していないための誤りなんですね。

河村 そうです。だから、処分理由書を作成した時点においては、処分者側は、僕が時間割り変更で授業が空いていたことを把握しないで作ったと思います。

分銅 次に昭和六一年九月二日についてお尋

河村 はい、そうです。

分銅 この点についてはどう思われますか。

河村 ですから、これは今回いろいろ処分が出た三名ですから、特定の人間を特定して記載をしたと。あるいはその後から勘ぐればですね、処分の証拠とする必要があった三名だけ記載したというふうに思います。

分銅 この日の件で河村さんは賃金カットを受けてますね。

河村 はい。

分銅 そこに記載されている深沢さん、鈴木さんの二人は賃金カットされているかどうかご存じですか。

河村 賃金カットは私だけです。

分銅 この日は、先ほどの証言でも一年生の他の先生方も学校から帰宅されたということなんですが、そういう人たちの中で賃金カットを受けた方がおられますか。

河村 それはありません。

分銅 それからですね、あなたは今まで証言されたようには、行かれた後も職員会議とか、学年会議とかが火曜日にはあるわけですから、帰って来て居られたということでしたね。そうすると、帰って来て居られたときに、行き先を確認されるとか、その確認に基づいて注意を受けるとかいうふうなことをされたことがありますか。

河村 いや、八五年というのは、要するに、そ

んな問題になっていない年ですから、実際、私が支部済んで帰ってきて職員会議に出ておったものをですね、どこ行ってたかというふうなことを管理職、校長、教頭から聞かれたことは一度もありません。

市教委も慣行継続を承知

分銅 それじゃ次に、河村さんが八五年度の執行部をしておられた当時の西阪神支部への出席問題に関する学校及び教育委員会との交渉等についてお聞きしたいんですが、教育委員会と、この件で交渉のような話し合いがあった最初というのは、いつなんでしょうか。

河村 ですから、正式の交渉は、五月八日のみです。その交渉が設定されるということは、前段として、その組合と市の方がそれぞれですね、ここをこうしたいという意向を表明するわけですね。その上で交渉するわけですが、そういう意向表明があったのは、たしか一月に一度市とですね、交渉をしているときに、別件でこれもさっき言いました三等級の助教諭問題で一月に交渉しているときに、そろそろ年休を出してやってもらえないかという意向表明が一月にあったと思います。

分銅 五月八日の、教育委員会の提案に対する組合側の回答は。

河村 それで、なぜですね、火曜日の午後な

ら午後、支部に年休を出さずに出るのかと。

教員の場合は、時間外手当がついていないので四％一律になっていて、それが定まるときに文部省と日教組の間で一定の確認があって、それに基づいてやっているものであるということについて、るるこちらが話しましたところ、溝田課長の方は市職員の方ですね、行政職の労働条件の問題しかご存じなくて、ほとんどそれについては反論ができなかったわです。しかも溝田課長は、校長がそういうふううに言うてると。市教委としては、そういう時間帯に何か事故でもあったら責任がとれないとか、そういう主要でないことばかり言いますので、そこは要するに時間割りを変更して、勤務時間ではないところで組合の活動をするんやから、別に事故があっても、それは市教委の責任じゃないんだと。むしろなぜこういうことができるのかについて、こちらが話した、「分かりました」と溝田課長が言いました。「改めて勉強し直してもう一度提案します」と言いましたので、じゃ、それまでの間、従来の労使慣行は従来のままでいいんやなというふうに言いましたところ、それでいいです。したがって、改めて提案をしますということ、その日は別れました。

すか。河村 要するに何か労使慣行を変えるときです。双方がこのように変えたいという意向を表明して話し合いをするわけですが、妥結に至らなければですね、やっぱり従来どおりいくというのが双方の信頼関係ですから、このときはそういうふうに行くというふうには確認しました。分銅 この交渉経過については、組合員の方には報告をしましたか。河村 従来どおりやるということも組合の二ユースに書いて、みんなに徹底しました。分銅 あの闘争速報(甲九〇)という、従来から、ここでも問題になっている書面ですね。河村 はい、証拠に出ています。分銅 そして、この五月八日の交渉結果については、校長の方にも連絡はされましたか。河村 ええ、いずれ市教委と話し合うからということを言うてありましたから、交渉済みで明るく日でしたか、その次の日でしたか、校長のところへ行きまして、こういうふうになった。したがって、従来どおりいくことになったというふうには校長に言いました。校長は、要するに肩の荷がおりたというか、ホッとしてよかった、よかったと、そうか、そうかということでした。実際そうやったんです。本当にね。その一年ずっとそれできました。分銅 それにもかかわらず、あなたの場合に

は、その西阪神支部の執行委員を降りた後に

処分がなされておりますね。河村 はい、そうです。分銅 今回のあなたの問題になっている処分そのものについて、まず時期がね、そのような時期になされることについては、どのようにお考えですか。河村 先ほども言いましたように、一九八五年は、市教委と組合の間、及び組合と学校長の間ですね、従来の一定の同じ職場、同じ地域で教育事業に携わるといふ点での信頼関係がありました。ですから、問題を話し合いで解決しておりましたし、また、話し合いで解決できていました。結局、年が明けて教育長が、芝田教育長から松本教育長に代わりまして、いろいろなことが様変わりになりました。それまでの従来のそういう信頼関係を崩すような形です。それまでは実際にそれが出てきたと。それまでは実際にそれ出ていましたし、学校も地域の教育もそれとやらんとやれていたと。したがって、教育長が代わって、要するに様変わりになって、済んだことを全部挙げてきて処分をしたと。非常に不当なものだと思います。

「日の丸・君が代」、生徒切り捨てを許すな

市 芦 分 会

卒業式を終えて

市芦分会字報速報版 3/14

あわや君が代まで!

卒業、入学の時期になると重苦しい気分になることが、もう何年も続いている。言うまでもなく、学習指導要領をたてに導入が図られる「日の丸」、「君が代」のせいである。

去る二月二日、組合として今年も重い足で校長室を訪れた。校長の態度は強硬であり、顔はこわばっていた。悪い予感的中した。「もう市内で残っているのは市芦だけだ。状況が変わってもう引き延ばす理屈も通用しなくなった」という。しかも、日の丸ばかりが君が代まで導入するのだという。「生徒は習っていないから歌えないかも知れない。テープという話もある」などといまいな部分も残して

おり、その場でけりをつく問題でもないの、改めて組合との話し合いの場をもつことを求めて引き上げた。あわせて重要な変更である以上、職員に「はかる」ことも求めたが、校長は「伝える」場を設けると答えていた。卒業式の一週間前になって校長は職員会議を開き、初めてその意志を全職員に伝えた。「今回より式場に日の丸を掲げ、式次第に君が代斉唱を加える。先生方にもいろいろの思いがあると思うが、よろしく御協力願いたい」という。論拠は二つだけであった。指導要領に従うのは義務であるというのが一つ、市内に残っているのは市芦だけというまわりの状況がもう一つである。

賛成意見ゼロの職員会議

たちまち反対意見が噴出する。「卒業式は誰のためのものか? ガサガサしていた子供たちがようやく卒業にまでたどりついたとき、それを祝うのに日の丸、君が代が何の関係があ

るのか?」市芦の教師には、誰しも「ひとの子」を預かっているという重たい思いがある。何とか卒業させたいという必死の思いと上から押しつけられる日の丸、君が代とにどんな接点があるのだろうか?

「強行されたら責任は持てない。少なくとも自分は気持ちよく送り出せない。生徒はやりたいたいが、混乱するぐらいなら卒業式などやめて担任が教室で証書を渡せばいい」この発言が少しも突飛に感じられない雰囲気である。

「平和の大切さ、戦争のいまわしさを生徒に教えてきた。非常に腹が立つ。父親も戦争に行って重傷を負った。君が代の歌詞にも……」校長も思わず、「戦争のいまわしさを理解している。時がたったからといって消え去るものでもない。しかし日の丸、君が代がなくなれば過去が消えるとは思えない」と応じる。いまわしい記憶をとどめるために必要だとでもいうのだろうか? いかにも校長らしい。

「市芦らしさが年々失われてきている。力でねじ伏せられている。子供を納得させられるのか? 親などからも疑問の声があがっているときに市教委は何を考えているのか? 司会の教頭が「もっと意見を」と呼びかけたのにもかかわらず、賛成意見は一つも出さずまいだった。

「市教委に伝えて撤回させる意志があるの

か？なければこんな議論をしてもむだではないか？」という発言に校長は答える。「みんなが望んでいないことはよく分かったので指導部には伝える。しかし指導要領から独断で逸脱できないし、提起した方針を変更するつもりはない。監督権が市教委にある以上、校長の権限を超える点については従う」

撤回、そして気持ちのいい卒業式

そのち開かれた組合との話し合いは、市芦の現状をどうとらえ、卒業生にふさわしい卒業式とはどのようなものかという論点に絞って進められた。「教育改革」以降、中学が送りだす生徒が入試で切られたり途中で退学したりして卒業生が激減している。その結果、「市芦はもう生徒に勧められる学校ではなくなった」という声が中学側にあることこそが市芦の最大の危機だといえる。今年はいよいよ卒業率が向上したことは、校長も高く評価していた。それは市芦を生徒たちの「再生の場」にしようという生徒と教師の強い意欲があればこそである。日の丸、君が代の導入は、そのような意欲をそぐ以外の何物でもない。

式場準備がなされる二三日の朝、校長は前言を完全撤回し、例年どおりの卒業式を行うむね伝えた。これでみんな気持ちよく卒業式

を行うことが可能になり、静粛のうちに式は終わった。しかし、九四名の生徒を送り出すに、市長以下三五名もの来賓が来るというのは異常としか言いようがない。市会議員にいたっては二八名中一七名にも及んだ。目前に迫った選挙目当てと言われたくないのなら、卒業式に来る前に、欺瞞に満ちた「教育改革」を徹底的に批判すべきである。

しかし、重苦しさはまだ消えない

日の丸、君が代には国旗、国歌としての法的根拠は何もない。仮に国旗、国歌としても強制はよくない。法的に見て、一般の法律はもちろん政令、省令よりも下位にある学習指導要領ごときが憲法に保証された思想信条の自由を奪うことは異常である。法治国家としては、治める側が法を守る国のことである。戦前そのままの手法により過去が再現されようとしている以上、ことは過去の問題であるばかりでなく、現在の問題でもある。

学校はさまざま人間により構成される。日の丸、君が代が好き人も私たちが排除しないが、私たちが排除されたくもない。スポーツの世界での扱いなどは、民間でのことなのだから強制のないところで自由に論じられるべきものと思う。学校は日本人だけで成り立つものでもない。

閉ざされた一五の春

「市芦に行ってカンバレ」という励ましも困難となりながら、それでも「みんなと一緒に高校へ行きたい」との願いをもって今年も市芦をめざす子どもたちがいる。そのような子どもからの願いを受けとめようとすると芦屋地労協が今年も申し入れを市教委・市芦校長に行なった。しかし、今年もまた定員内にもかかわらず五名が不合格とされた。

かくも無惨に生徒の進路を閉ざしながら、「選択、類型の設置により、一人一人の進路を大切に」と唱える「市芦教育改革」はあまりにもむなし、その教育荒廃は深刻である。市芦にとって必要なことは校舎の大改築ではなく生徒定員を受け入れ、励ましていく教育条件整備を行うことである。

申入書

一九九四年三月一〇日

芦屋市教育委員会
教育長 長谷川 節男 様

兵庫県教職員組合芦屋支部長
桜井 輝之

芦屋市立高等学校教職員組合執行委員長
兵高教販神支部芦屋市立芦屋高等学校分会長
小川 文夫

入学試験の季節が来ました。今年も芦屋市立芦屋高等学校の入学志願者一二名で、定員割れを起こしています。教育委員会は、「教育改革」以後一貫として、定員内であっても不合格者を出すことを市立芦屋高等学校の入学選抜の方針としておられました。生徒や親の願いや思いを切っ捨てるといふやり方は、入試のみならず、日常の教育活動においても実行されてきました。

「教育改革」一回生の卒業からすでに四回の卒業式を数えますが、卒業していった三三三人に対して、入試で切り捨てられ、あるいは入学後退学を余儀なくされていった生徒は一九九人にのぼります。現在では、受験することすら断念させられている生徒もいると聞いております。学校と教育行政が、体制として、生徒の願いや思いとかけ離れたところで行動してきた結果に他なりません。もともとこうした生徒切り捨て策は、市立芦屋高校における受験体制強化のために実施されたものでしたが、教育の困難に立ち向かうことを止めたこうした姿勢は、結局教育力の低下を持って結果するしかありませんでした。教育委員会がなりふり構わず実行した受

生徒のみならず教職員にも外国人がいるべきだと私たちは考える。外国のなかには日の丸、君が代に踏みつけられた国も多い。しかし、私たちは外国人の立場で反対しているのではない。ことはまず私たち日本人自身の問題である。外国人の自由と権利を踏みつけるべきでないばかりでなく、私たちの自由と権利も踏みつけられてはならない。

ともかく今回は卒業式を気持ちよく迎えることができた。しかし、指導要領に従うのは義務であり、市内の流れには従うべきであり、自分自身も上の指示には従うという校長の言葉は不気味である。間近に迫った入学式は、学習指導要領が完全実施される中で迎える。私たちは、重苦しい思いからまだ自由になれずにいる。

「日の丸」「君が代」を持ち込む面々

●新年度四月 基本的マナー、あいさつ運動の推進にと、校門前の朝の立ち番に市教委の指導主事がおでましになる。生徒がよけいに反発するといわれて引き下がる。

●九月一日づけパンフ 「市立芦屋高等学校の改革について」と題したこのパンフで、市芦改革に口を出す。勉強ができないなら、せめて基本的マナーの指導を徹底せよ。

験体制の強化策は、学力底的底辺層の大きな犠牲の上に、大学進学者を毎年三名以下と大きく減少させるという失敗を生み出したただけでした。これまで市立芦屋高校が培ってきた教育力とは、生徒や親、あるいは学校教育そのものが抱える教育困難に教員一人ひとりが真正面から取り組み、そこから生まれてくる人間的に豊かな関係に支えられて、生徒も、親も、教員も自信と誇りとそして未来を獲得していくというものだったはず。また、それを学校体制としても励ましてきたものです。

市立芦屋高等学校の変質は、最後の最後まで生徒を励まし、生徒を鍛え上げようとしてきた中学校の取り組みを空中分解させ、進路指導を単なる受験先の割り振りに矮小化させているように見えます。いまこそ、市立芦屋高校は入試においても、教育においても本来のあり方を取り戻し、中学校と連携して教育力を再生させなければなりません。また、「適格者主義」という名のもとに高校教育への期待と意志を持ち続ける子どもを進路を閉ざしてはなりません。

以上の観点から、下記のことを申し入れます。検討の上、三月一五日までに話し合いの場を設定し、回答ください。

記

- 1 市立芦屋高校の入学希望者選抜において、定員内に切り捨てを行わないこと。
- 2 本来のあり方に基づく進学保障を実施すること。

定員内不合格者を出さず、ゆきとどいた教育を求める

要 請 書

高等学校の義務教育化は、広く社会的に定着しており、芦屋市においては、すべての子供たちが共に学び、共に生きると言う公教育に理念の実現を目指して取り組まれ、その結果、阪神間でも高い高校進学率を実現してきました。さらに、生徒激減期を迎えて、希望者の全員入学を実現する絶好の機会が訪れてきていると私たちは考えています。

子どもたちの生活や感性を破壊する受験競争を、二十一世紀まで持ち込むことなく、学校教育の場を生存競争の場とするのではなく、真に「人を育てる」場とするため、貴職の責務は重大であると考えます。

ところが、芦屋市教育委員会は、長年にわたり、「教育改革」の名のもとに、市立芦屋高校の入学試験において、定員内であるにもかかわらず、大量の不合格者を出しました。

兵庫県下はもとより、全国的にも例のない暴挙と言えます。

「教育改革」開始後入学してきた生徒たちが九十年以来卒業していききましたが、入学試験で切り捨てられた後も大量の留年生・退学者を出し、卒業生を激減させています。これは、教員定数を大幅に削減し、ベテラン・中堅教員が一挙に強制配転させられたことにより、市立芦屋高校の教育活動が大変な支障をきたしているからと考えます。

こうした点に鑑み、市民の与望と信頼にこたえるためにも、広く市民の声を聞き、開かれた教育行政を行い、ゆきとどいた教育の実現を目指すため、以下の内容を要請いたします。

記

一、市立芦屋高等学校の入学希望者を定員内で切り捨てないこと。

一、市立芦屋高等学校の教職員定数を引上げるとともに、強制配転した教員を現職に復帰させ、ゆきとどいた高校教育を保障すること。

一九九四年三月十日

芦屋市地方労働組合協議会 議長 久堀英次
芦屋市教育委員会

教育長 長谷川 節男 殿

たちではあても、高校教育の中で立ち直り、立派に社会人としてあるいは大学生として進路を切り開いてきた数多くの事例があります。私たちは、それらの事例から学び、生徒の可能性を探るため、入口で切り捨てることなく、市立芦屋高等学校に入学を希望する生徒たちの進路を確保してほしい旨の要請を毎年行い続けてまいりました。

しかし、貴校は七年間にわたり芦屋市教育委員会の「教育改革」の名のもとに、市立芦屋高等学校の入学試験において、定員内であるにもかかわらず、大量の不合格者を出しました。兵庫県下はもとより、全国的にも例のない暴挙と言えます。今年も募集定員一二〇人に対して一一一人の全員の入学志願者しかなく定員割れをおこしました。今年こそ、受験者の全員入学が認められるよう申し入れをしたところですが、非常に残念なことに五人の生徒が(市内の中学では三人)定員内にもかかわらず、今年も進路をふさがれてしまいました。

このことに関して、以下の通り抗議並びに要請をいたしますので貴職の御回答を求めます。

記

1. 定員を充足していないにもかかわらず、今

年も入学希望者を切り捨てた貴校の教育理念は、教育の可能性を一切認めず、いわゆる「いい子」「受験学力のある子」のみに視点を当てているとらざるを得ないが、あらためて、貴校の高等学校教育に対する見識を伺いたい。

2. 五人の生徒たちは、「兵庫県高等学校入学者選抜要項」に基づくどのような観点で不合格になったのか、明らかにされたい。

活動日誌(抜粋)1994.2.4~4.9

2. 11 憲法あしやの会「憲法講座」に参加。
- 12 ゲルニカの井上先生を囲む集會に参加。
- 18 法対会議。市芦職員會議で卒業式日の丸掲揚・君が代斉唱提案に反対意見集中。
- 21 市芦管理職交渉(日の丸問題)
- 22 救援会会計監査。
- 24 法対会議。
- 25 法対会議。市芦卒業式。
- 28 第五七回公開口頭審理。通信No.69発送。
3. 5 法対会議。兵高教第六回中央委。
- 10 市芦入試での定員確保を、市芦分会・芦教組連名および芦屋地労協が市教委、市芦管理職に申入書提出。事務局會議。
- 11 法対会議。

市立芦屋高等学校入学者定員内切り捨て処分に対する

抗議申し入れ書

一九九四年三月二五日

芦屋市立芦屋高等学校
校長 波平 憲一様

芦屋市立高等学校教職員組合執行委員長
兵高教阪神支部芦屋市立芦屋高等学校分会長

小川 文夫
桜井 輝之

高等学校の義務教育化は広く定着しており、芦屋市においてはすべての子どもたちが共に学び、共に生きると言う公教育の理念の現実を目指して取り組まれ、その結果阪神間でも高い高校進学率を実現してきました。さらに、生徒数激減期を迎えて、希望者の全員入学を実現する絶好の機会が訪れています。子どもたちの生活や感性を破壊する受験競争を二十一世紀まで持ち込まず、高校教育の場を生存競争の場とするのではなく、真に「人を育てる」場とするために、貴職の責務は重大であると考えます。

貴職もご存じのように、中学校卒業時点では、学習意欲を完全にそがれてしまった生徒

取り組みをすべきであると考えますが、貴職の考えを伺いたい。

4. このように例年にわたって切り捨てが続くことによって、中学校現場での「進路指導」がたいへんやりにくくなっていることを考慮し、中学校への早急な説明に足を運ぶべきであると考えるが、この点具体的に考えておられるかどうか明らかにされたい。

5. 上記の諸点について、三月三十一日までに御回答いただきたい。

- 12 表の家の卒業・進学お祝い会に参加。
- 14 市芦管理職交渉(市芦入試)
- 15 法対会議。市芦入試。
- 16 芦屋地労協常任幹事會。
- 20 市芦入試合格発表で定員内切り捨て。
- 21 芦屋マダン。
- 22 事務局會議。解放同盟芦屋支部定期大會。
- 23 芦屋地労協反行革交流會で市芦分会報告。
- 24 法対会議。
- 25 法対会議。市立芦屋高等学校入学者定員内切り捨て処分に対する抗議申し入れ書を市芦校長に提出。
- 29 滝山・森村両先生に再配転内示。
- 30 第五八回公開口頭審理。
4. 1 再配転抗議文を市教委に提出。辞令交付を遅らせて管理部長と交渉。

滝山・森村両先生の再配転を許すな

市芦分会

両先生の配転に関する組合交渉に市教委が応じないため、四月一日一〇時の辞令交付の場に分会長が立会い、教職員課長への抗議申し入れによって、二名の辞令交付を遅らせ、午後から管理部長との交渉をもった。再配転理由を追及するが明確に答えようとせず、八七年配転理由も失っており市芦に戻せとの要求に対し、「今回は別の理由」「戻す点について協議したとは言えないが、どの先生がどの教科を教えているのかは承知している」と言をにこすばかりであった。教員としての職・身分を奪う配転を係争中の再配転として、今回の配転は断じて許されるものではない。

仮宿

滝山昌彦

七年間、三・五インチフロッピー二〇枚分の、無味乾燥な行政文書の山。定められた手順にのり、例外の存在は認め



ず、無難な数値化しうるものだけを成果とす。うわべだけの数値比較に戦戦恐恐とし、切り捨てには大いなる勇気をはらう。ああ、この傲慢さよ、見直さなくては国際文化住宅都市芦屋の役人ども。建築雑誌に載る公共施設、いかんせん、見事にゆるやかにカーヴするここかしこの壁に、あわれ、直線の備品はなじめず。業務量は建築物の規模に比例するの、しかし、人員配置は、狭い有効面積に比例とは。谷崎館、美術博物館は強制配転の受け皿として機能し、学芸員は兼務におわれる。文化財係が美博の一隅に引越して三年、隣

接する幼稚園の四季の行事に心を落ちつかせる。

自分のペースを保てる「仕事」として時間をさけたのは、詩人富田碎花の資料整理。

大正デモクラシーの中で、左右の批判を受けた民衆詩派詩人の周辺に目とまいった。

見上げんばかりのメタセコイアの下、小さな縁側で談笑するわずかな時間は仮の時間。シンとする部屋の中で、明日は森村さんが座る机を整理。

ギッシリと並んだ資料ファイルの、金具だけをとりはずし、読み返すこともない資料をひとつかみして、ゴミ袋。一つ、二つ。

記録された資料、行政資料に残すべきものはない。ためらうこともなく、またゴミ袋。臨職、嘱託職員の勤務条件改善の資料と、碎花資料ファイルだけがわずかに残された。

七年間の仮の宿、今、ゴミ袋三つ。行政文書に記録されない、わずかな人々との出会いだけを残して、明日、また別の仮の宿に向う。

九人の仲間が「帰郷」をさぐる市芦は、今も坂道の上にいるか。生徒が待っているからではない、仲間が待っているからではない。

仮宿と定めて過ごしたこの年月、確かに仮宿として認めるものはそこではない。

時を超えて、熱い絆を

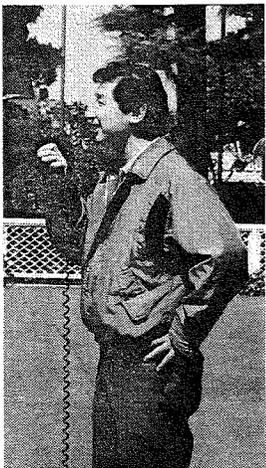
森村啓一

内示は市議会の本会議が終了した時に発令されるため、本会議が七時間程度空転したために夜になったらしいのですが、私は翌日の審理会場で知らされました。

その時、私はこのあまりにも人を喰った異動に激しい怒りをおぼえました。

思えば七年前、松本教育長による「市芦潰し」のための定数条例改悪で、私たち六名は市芦から教員の身分を剥奪され、市教委の事務局以外へ強制配転されました。そのうち、麻田先生は学校教育課から、一年間県教委へ出張研修させられた後、体育館へ再度強配されました。さらに、今から二年前に小川先生がみどり学級から市民センターへ、石橋先生と吉岡先生が上宮川文化センターから図書館と美術館へと再度の強配があり、私と滝山先生だけがずっと変わらずにいました。

今回、「学芸員の資格をもっている」から文化財係へ強配された滝山先生と、「英語の学力を有しており、購入図書を選定、読書相談、読書指導の図書館の充実と期待」され図書館へ強配された私を入れ換えることで、行政職とおなじように三年〜五年で異動させ



るといふ市教委に本音があらさまになったと思います。

しかも、今年市芦で二学期末に英語科教員が一名が結婚退職しており、私を市芦へ戻すことは可能であったにもかかわらず、新たに新任教員を採用しています。この事実はずっと私たちを市芦から遠ざけておく、という市教委の意志と、芦屋を喰いものにする県教委の思惑が合致しているからに他なりません。そのことは今年の市芦の人事異動を見れば明白です。

まず、現教頭が体育館館長に移動したあと、公認には県立有馬高校から、体育科の教員を引っ張ってきて市芦で教頭に昇任させて採用している。この四七才ぐらいの新教頭は二年、県立西宮高校で保健体育の定期テストに、正解の記号を逆に読むと猥褻な文になる問題を作ったうちの一人で、校長から嚴重注意を受け、一年間ほとぼりがさめるまで、有馬高校定時制に配転させられていた男である。

また数学科二名と体育科一名が県立高校へ

転出し、英語科一名が退職したあと、数学科二名と英語科一名は新採、体育科のあとは五十才ぐらいの生徒指導部長補を県立高塚高校から転入させている。この体育科の教員は新教頭とは日体大で先輩、後輩の間柄だという。つまり、今回、県立高校へ転出して行った三名はいずれも新採で市芦へ来た人たちであり、県教委から見れば、市芦は新人教員と管理職候補の養成所となっている。

私はこの正月頃から最終陳述の準備にとりかかり、一九八六年七月の松本教育長登場から、一九八七年三月までの市教委による市芦教育現場に対する権力介入の実態を整理しながら、この三月で五八回を数える口頭審理の調書を読み返す作業をしていました。それで、処分者側小林証人の証言を読むにつけ、争点をはぐらかすことだけに終始する姿勢に腹が立って、なかなか作業が前に進まない毎日を送っていました。

この公平委員会審理闘争を中心とした私たち強制配転された者たちと市芦に残り、日々市芦の状況と向きあっている組合員。この両者に七年間という時の重みを越えて通じあう絆というものがあるとすれば、それは市芦に通う生徒、親、教員の高校教育にかける熱い思いを踏みこむ市教委と市教委に対して、怒りをもち続けることではないだろうか。

抗議文

一九九四年三月三十一日

芦屋市教育委員会

教育長 長谷川 節男 様

兵庫教阪神支部市芦分会長

芦屋市高等学校教職員組合執行委員長

小川 文夫

抗議および申し入れ書

去る三月二十九日、来年度人事移動の内示がありました。滝山先生については図書館へ、森村先生については社会教育文化課文化財係への異動が内示されていますが、この内示については承服しがたいので撤回されることを要求します。

この兩名は、一九八七年四月に、定数条例を改悪して市立芦屋高校の「過員」を作りだし、教員大幅削減による「過員の解消」を理由として異動されており、教員身分を奪う違法・不当な異動であることは、係争中の芦屋市公平委員会の審理においてもすでに明らか

かにされているところです。

処分者側の証言においても、配転理由を立証できず、ついには「配置がえでなく転職にあたる」と、その異動根拠すら自ら覆し、異動の違法・不当性を証明しています。

今回の兩名に対する異動内示は、それらの配転理由が何の根拠もないこじつけでしかなく、処分者側の言う公務の必要性も根拠のないものであったことを証明するものでしかありません。

滝山先生については、「学芸資格を有すること」を唯一の理由として、「文化財保護事務の繁忙」「文化財保護等の事務の充実を期待」した異動を主張してきました。

しかし、公平委員会審理において、文化財係の繁忙内容が事務でなく埋蔵文化調査であったことが明白となるや、「将来の充実を期待」しての配転もある」とまで居直っています。

配転理由がこじつけでしかなかったことを自ら証明したものといます。今回の再異動については、「図書館職員に学芸員資格が必要」とでも言うのでしょうか。

また、一九八六年度に社会科教員の半数を異動させてまで時間講師を安易に大量採用した結果、一週間も持たない講師も現れて生徒の授業が混乱し、翌一九八七年に市教委事務局から社会科教員免許を有する指導主事を市芦高校に異動させています。そのことは、滝

山を含む社会科教員の異動が現場の実態を全く無視した不当な異動であり、特定の教員の市芦からの排除を目的とした異動であることを示しています。

森村先生については、「英語の学力を有しており、購入図書を選定、読書相談、読書指導等の図書館の機能の充実を期待」した異動と主張してきました。しかし、それらの「公務の必要性」が何の根拠もなかったことは、それらとまったく無関係の業務に従事させられてきたことで明らかです。

また、今年度、市芦高校から英語科教員が一名退職しており、新たに新任教員を採用しています。

処分者側が、「過員解消の措置をとらなければならなかった」との異動根拠を主張するならば、「過員解消」として異動させた森村先生を市芦に現場復帰させることは可能であったはずですが。

にもかかわらず現場復帰させずにきたことは、「過員解消」以外の異動理由があるとして考えられません。今回の再配転は、さらに兩名を市芦教育現場から遠ざけるという意図だけが明白な不当人事です。

今回の二名の内示の撤回と、二名を含む強制配転した教員の市立芦屋高校への現場復帰を要求します。